

(市民協働部)

【証明書発行事業について】

(質問)

各会計事業別補正予算説明書の P. 7、証明書発行事業について伺います。事業概要によると、各種証明書の発行手数料について、電子マネー等による公金収納を行うとあります。まずは、補正額61万6千円の内訳と公金収納に電子マネーを活用する狙いを教えて下さい。

<答弁>

補正額の内訳ですが、修繕料として市民課及び庄内、新千里両出張所における庁内 LAN 配線修繕工事に要する18万3千円。通信運搬費として、インターネットの回線導入及び回線使用料に要する7万円。カード等の収納代行事業者に支払う手数料が17万円。機械器具借上料と決済端末の機器の借上げに要する19万3千円です。

次に、本件の導入の狙いですが、収納の選択方法を増やすことによる市民サービスの利便性向上、普段の暮らしで利用される電子マネーが行政窓口で利用できるキャッシュレス社会への対応、現金取り扱い収納事務の効率化などです。

(質問)

今後、電子マネー等を広く活用していくことを想定されているのかと思いますが、機器の維持管理費、事業者への手数料等の負担額は年間ベースでどれくらいまでを想定されているのでしょうか。

<答弁>

年間ベースの負担額は、電子マネーの決済端末機器の機械器具借上料として約23万円、またカード等の収納代行事業者への手数料負担額は、国の電子決済目標値の40%、システム手数料を最大3.8%の条件として、約200万円を見込んでおります。

(質問)

各種の支払いに電子マネー等が利用できるようになることは、市民にとっては利便性が向上しメリットがあると思いますが、一方で、市にとっても、市職員の手間や負担といった業務効率の面でも向上する(メリットがある)と想定されているのでしょうか、見解をお聞かせ下さい。参考までに、事業者へ手数料を支出する一方で、電子マネー等の活用により、もたらされる財政効果額はどれくらいあると想定されているのかも合わせてお答え下さい。

<答弁>

市にとってのメリットは、現金取り扱い収納事務の効率化、収納データの電子化など

が考えられます。次に、電子マネーの導入によりもたらされる財政的効果は数字上の金額では算定が困難ですが、将来のキャッシュレス社会へいち早く対応し、行政窓口においてもつり銭など現金取り扱いの軽減や時間短縮など、市民サービスの利便性の向上が図れるものと考えます。

(質問)

市としては、現金決済、カード決済、電子マネー決済、どれが最も業務効率の点であり難いのでしょうか。

<答弁>

業務効率の点においてはいずれの決済方法にもメリット、一方ではデメリットがあり、一概にどの方法が最も効率的とは言えませんが、カード決済を含む電子マネーは現金取り扱いの軽減や時間短縮などの業務効率が図れると考えます。

(意見・要望)

時代の変化、生活スタイルの変化に対応するとともに、市民の利便性向上を目的に、電子マネーの活用を図ることは一定理解しますが、市民の利便性は上がったとしても、市職員の手間や負担が増えるようであれば、新たに税金を投入して実施する事業としては、優れた施策とは言いきれません。市民の利便性が向上しても、担当職員の方々の業務効率が下げれば、仕事に余裕が無くなり、今よりもミスを犯す可能性が高まったり、市民対応が雑になる等、結果的に市民サービスの低下につながりかねませんので、ぜひ、市職員の業務面でのメリットにもつながる事業となることを強く期待しておきます。

(人権政策課)

【豊中市立人権平和センターについて】

(質問)

市議案第83号執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の設定について及び一般会計補正予算第5号の債務負担行為補正について伺います。まず、新たに設置を予定されている豊中市人権平和センター業務委託事業者選定評価委員会で想定されている委員構成と設置後、業者選定までのスケジュールを教えてください。

<答弁>

豊中市人権平和センター業務委託事業者選定評価委員会の選定にかかります委員構成につきましては、人権相談や人権啓発、こども、平和の分野に精通した外部委員4名を想定しております。

業者選定までのスケジュールといたしましては、条例の議決等をいただきましたら、速やかに選定評価委員会を立ち上げ、10月の早い時期に公募し、事業者選定に向けて委員会を3回程度開催し、11月下旬を目途に事業者を決定したいと考えております。

(質問)

債務負担行為補正として人権平和センターの事業委託業務に4950万円が計上されていますが、まずは、あらためて、現行の人権まちづくりセンターを人権平和センターとし、事業委託をすることにより、どのような事業が実施され、どのような効果や付加価値を期待されているのか、現状の課題認識と合わせて教えてください。また、指定管理者制度ではなく、事業委託を選択された理由やねらいもあらためて教えてください。

<答弁>

社会経済情勢が変化し、人権課題が多様化、複雑化する中、様々な手法や、創意工夫により教育及び啓発を推進していくことが課題と認識いたしております。このことをふまえ、来年4月にスタートする人権平和センターでは、人権相談や人権啓発、こどもの今日的課題の支援や解決につながる事業、非核平和啓発にかかる事業などを実施する予定でございます。事業実施にあたりましては、人権課題に精通し、事業実績やノウハウを有する事業者に委託することで、市民サービスの向上を図るものでございます。

運営につきましては、人権平和センターをこれまでの「地域周辺のまちづくりと啓発」から、「市域に向けた人権情報の受発信センター」と位置づけるとともに、庁内横断的に人権行政を総合調整しながら推進する拠点としての役割も担うため、市職員を配置し管理運営を行っていくものであり、そのため、昨年12月に条例提案しました際には、指定管理者制度の規定を定めなかったものでございます。

(質問)

債務負担行為補正として計上されている4950万円の算出根拠、内訳を詳しく教えてください。

<答弁>

2か所の人権平和センターで実施する相談事業や、人権・平和啓発事業、こどもの居場所や学習の場づくりなどの事業に必要な人件費と、消耗品などの物件費を算出し、合計額4950万円を上限に設定するものでございます。内訳は、人権平和センター豊中で実施する「相談・人権平和啓発事業」が2253万円、「こどもの学び・居場所事業」が1431万円、人権平和センター螢池で実施する「こども多世代ふれあい事業」が1266万円でございます。

(意見・要望)

新たに設置される業務委託事業者選定評価委員会では、業務の履行状況の評価についての調査や審議もされるとのことですが、業務の履行状況だけでなく、現状の課題、例えば、施設の利用者数が少ないことや、施設の認知度が低いことがどの程度、改善、向上したか、更には現状としては、当該施設を知っていても特定の地域の方々のための施設であるとか、特定の課題を抱えた方々のための施設であるといった意識や認識がどの程度、払拭されたかなども評価指標に盛り込み、評価や審議して頂きたいと要望しておきます。また、施設の管理運営は引き続き、市職員が担うとのことなので、市としてもそれらの課題の解消に向け、全力で取り組んで頂きたいと思ひますし、特に施設概要や事業概要の広報については、より幅広い市民の方々が利用しようと思う工夫をして頂きたいと思ひます。例えば、現在、両人権まちづくりセンターの児童館について、誰でも使える施設としての認識は、市民にはほとんど認識されていないと思ひます。そういった点では、ホームページや各種公式 SNS、広報とよなかでももっと PR をして頂きたいと思ひます。さらに、2階の貸室についても、当日の利用予約が入ってない場合は、子ども達の勉強や遊びの部屋として開放することなどを検討し、より多くの児童、生徒達が利用する、利用したくなるような施設になるよう取り組んで頂きたいと思ひます。また、事業主体が民間事業者になる訳ですし、この際、より幅広く市民の方々に親しみを持ち、認知され、利用されることを目指して、人権平和センターという堅い名称とは別に、せめて、子どもたちが利用する部屋については新たに愛称を付け、市民の認知度向上を目指して頂きたいと要望しておきます。